

連本第 210316 号

2021 年 8 月 20 日

加盟団体長 様
加盟団体体育部長 様

一般財団法人全日本ろうあ連盟
スポーツ委員会委員長 小椋 武夫
(公印省略)

第 55 回全国ろうあ者体育大会 in 兵庫

(中止に伴う大会参加費の返金について)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は聴覚障害者スポーツの普及・発展にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「第 55 回ろうあ者体育大会 in 兵庫」はやむなく中止となりました。2 年連続の中止となりましたこと、心よりお詫び申し上げます。

7 月 1 日付連本第 210158 号にてご説明申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言により中止と決定しましたので、大会参加料を加盟団体の皆様にまとめて返金をさせていただきます。

また、近日中にオンラインにて加盟団体体育部長へご説明の場を設けさせていただきたく存じます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

【中止となった行事】

2021 年 9 月 16 日 (木) ～ 9 月 19 日 (日)

- ・ 第 55 回全国ろうあ者体育大会 in 兵庫
(加盟団体体育部長懇談会などすべての付帯行事を含む)

【参考】

7 月 1 日付連本第 210158 号

(新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言により中止となった場合：参加費返金について)

【問い合わせ先】

一般財団法人全日本ろうあ連盟
スポーツ委員会 事務局 (担当：瀬川・加茂下・澤井)
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8 階
電話：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445
E-Mail：jfd-sc@jfd.or.jp

連本第 210158 号

2021 年 7 月 1 日

加盟団体長 様
加盟団体体育部長 様

一般財団法人全日本ろうあ連盟
スポーツ委員会 委員長 小椋武夫

第 55 回全国ろうあ者体育大会 in 兵庫

(新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言により中止となった場合：参加費返金について)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は聴覚障害者スポーツの普及・発展にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 55 回全国ろうあ者体育大会 in 兵庫につきまして、案内書 10 ページに、参加料の返金について「大会参加申込締切日以降、理由の如何にかかわらず返金しない」と記載されておりますが、兵庫大会（今年度）に限っては、新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言により中止となった場合のみ、参加料を加盟団体の皆様にまとめて返金いたします。

緊急事態宣言により中止が確定した場合はすぐにご連絡をいたしますので、書類の提出や参加費等代金納入のお手続きを進めてくださいますよう、ご協力のほど宜しくお願い致します。

<参考>

・全国ろうあ者体育大会（夏季）競技会の中止に関して(事情により中止する場合の基準)

【問い合わせ先】

一般財団法人全日本ろうあ連盟
スポーツ委員会 事務局（担当：瀬川・加茂下・澤井）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8 階

電話：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

E-Mail：jfd-sc@jfd.or.jp

以 上

全国ろうあ者体育大会(夏季)競技会の中止に関して(事情により中止する場合の基準)

1. 参加料の返金は「大会参加申込締切日以降、理由の如何にかかわらず返金しない」とあるため、競技会中止による参加料の返却はない。
2. 但し、主催者の都合による理由の場合、以下を除き、返却する場合がある。
 - ① 天災地変等、気象条件による場合。
 - ② 運送機関のスケジュール、交通事情、その他やむをえない場合。
 - ③ その他主催者では不可抗力による理由の場合。
3. 競技会実施当日の天候条件によって、決行か中止かの事項は「荒天時における競技実施態勢については主催者において決定する」となっているが、これを具体的に示したのが下記である。なお、雨天等による順延は行なわない。
4. 天災地変等、気象条件による場合(地震や津波等)
 - (1) 当日の実行委員会の受け入れ態勢が整わない場合、主催者団体は実行委員会と確認のうえ、中止決定とする。
 - (2) 台風等による場合
 - ① 実行委員会は、台風が現地に接近する場合、主管競技団体と協議のうえ、競技実施日の前々日(競技会第一日が土曜日の場合直前の木曜日)の午後6時までに結果を主催者団体に伝えること。主催者団体は直ちに加盟団体に周知する。
 - ② 加盟団体はこれが予想される場合、自団体の選手やチームに即連絡ができるように体制をおくのが望ましい。
5. 雨天による場合
 - (1) この場合、屋外競技を対象とする。

軟式野球競技、陸上競技、サッカー競技、テニス競技、ソフトボール競技
 - (2) 当日雨天の場合でもグラウンドが使用可能な場合は試合を行う。
 - (3) 競技実施中の雨天が生じた場合、試合続行か中止かの協議は主管競技団体(審判)と主催者団体(技術委員)で行い、連盟三役から確認を得て決定する。
 - (4) 前日雨天の場合、翌日(競技会実施日)の午前7時までに主管競技団体(審判)と主催者団体(技術委員)でグラウンド(コート)面の状況により、決行か中止または待機かを協議する。その日に出場する選手、チームは通常通り集合してもらい、結果を説明する。
 - ① その日が、明らかにグラウンド(コート)使用が不可能の場合、中止し、第2日に備える。
 - ② 天候の回復が望める場合、待機する。
 - ③ 第2日もグラウンド(コート)使用が不可能の場合、連盟三役の確認をとり、中止を決定する。
 - ④ 実行委員会は監督主将会議で選手、チームへの緊急連絡先を確認し、控えておくこと。
6. 試合中止による成績の決定
 - (1) 中止時点で順位が決まっている範囲とする。
 - (2) 試合中止による代替方法(くじで順位を決める等)は行なわない。
 - (3) 優勝チームが決まっていない場合、次回大会の優勝旗返還は行なわない。

制定 2009年3月8日